

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 柏崎市国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			■	■	■	
多胎の方	■	■	■	■	■	

■ …対象期間

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。

産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

窓口へ持参もしくは郵送による申請

【届出に必要なもの】

- ① 産前産後国保税届出書（市ホームページまたは市役所窓口の様式があります）
- ② 「母子健康手帳」もしくは「柏崎市 妊産婦 医療費受給者証」
（注意）②の書類をお持ちでない場合は、以下の書類等が必要です。
 - ・出産前：医療機関が発行した証明書等（出産予定日と単胎または多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類）
 - ・出産後：戸籍謄（抄）本、医療機関が発行した証明書等
（出産日と出産した方と当該出産に係る子との身分関係、単胎または多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類）
 - ・死産等：死産証明書、死胎火葬許可証、医療機関が発行した証明書等
（死産等の日および身分関係を明らかにすることができる書類）

オンラインからの申請

【届出に必要なもの】

- ① 「母子健康手帳」もしくは「柏崎市 妊産婦 医療費受給者証」
- ② 申請者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）

※軽減対象者本人もしくは同世帯員の方が申請可能です。

「オンライン申請フォーム」はこちら



問合せ先

柏崎市 福祉保健部 国保医療課 国民健康保険係
〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号 市役所本館1階⑧番窓口
電話0257-23-5111 内線1105

市ホームページ

